

# 酪農学園大学獣医学群履修規程

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第29条の規定に基づき獣医学群の履修等に関する事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 授業科目及び単位数並びに開講年次は、別表Ⅰ「授業科目履修年次配当表」のとおりとする。

2 授業科目履修年次配当は、やむを得ない事情で変更することがある。

(授業)

第3条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

(卒業の要件)

第4条 卒業の要件を満たすには、学則第13条に定める修業年限以上在学し、別表Ⅱ「卒業必要単位数」による単位を修得しなければならない。

(進級認定)

第5条 1年次終了時において、次の要件を満たした者については、教授会の議を経て、2年次への進級を認定する。

## 獣医学類

科目区分	進級要件
基盤教育	必修科目、選択科目を合わせて14単位以上修得
専門基礎教育	1年次に開講する全ての必修科目（合計19単位）のうち、15単位以上修得
専門教育	

## 獣医保健看護学類

科目区分	進級要件
基盤教育	必修科目、選択科目を合わせて14単位以上修得
専門基礎教育	1年次に開講する全ての必修科目（合計17単位）のうち、13単位以上修得
専門教育	

2 2年次終了時において、次の要件を満たした者については、教授会の議を経て、3年次への進級を認定する。

## 獣医学類

科目区分	進級要件
基盤教育	必修科目を含め、卒業要件24単位以上修得
専門基礎教育	2年次までに開講する全ての必修科目（合計51単位）のうち、43単位以上修得
専門教育	
畜産関連	

## 獣医保健看護学類

科目区分	進級要件
基盤教育	必修科目を含め、卒業要件24単位以上修得
専門基礎教育	2年次までに開講する全ての必修科目（合計47単位）のうち、39単位以上修得
専門教育	
専修教育	

3 3年次終了時において、次の要件を満たした者については、教授会の議を経て、4年次への進級を認定する。

## 獣医学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	3年次までに開講する全ての必修科目（合計91単位）のうち、81単位以上修得
専門教育	
畜産関連	

## 獣医保健看護学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	3年次までに開講する全ての必修科目（合計82単位）のうち、73単位以上修得
専門教育	
専修教育	

4 4年次終了時において、次の要件を満たした者については、教授会の議を経て、5年次への進級を認定する。

## 獣医学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	4年次までに開講する全ての必修科目（合計134単位）のうち、128単位以上修得。ただし、未修得科目（6単位）は、4年次に開講する講義科目（「野生動物学」、「人獣共通感染症学」、「獣医疫学」、「獣医衛生学」、「ハードヘルズ学」、「産業動物臨床学B」、「産業動物臨床学C」、「臨床繁殖学B」、「伴侶動物内科学各論B」、「伴侶動物内科学各論C」、「馬臨床医学」、「伴侶動物外科学各論B」、「獣医臨床腫瘍学」、「獣医畜産法規」、「畜産物利用学」）に限る。
専門教育	
専修教育	
畜産関連	

5 5年次終了時において、次の要件を満たした者については、教授会の議を経て、6年次への進級を認定する。

## 獣医学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	5年次までに開講する全ての必修科目（合計158単位）のうち、150単位以上修得
専門教育	
専修教育	
畜産関連	

6 前各項に定める要件を満たせない者は留年とし、同一学年で2回留年となった者には、学生担当教員（アドバイザー又はユニット・研究室指導教員）と協議した上で、学群長より当該年度末日をもって退学を勧告する。ただし、休学による留年は対象としない。

7 同一学年での在学年数が3年を超える者は、学則第14条第2項及び第36条第2号の定めによって除籍とする。

(必修科目)

第6条 必修科目とは、修得しなければ卒業を認められない授業科目をいう。

2 必修科目の単位は、他の授業科目の単位をもって代えることはできない。

3 必修科目は、所定の年次において履修しなければならない。

4 所定の年次において未修得となった必修科目は、次年度に他の授業科目に優先させて履修し

なければならない。ただし、第8条第3項により受講免除となった場合は、重複する必修科目を履修することができる。

(選択科目)

第7条 選択科目とは、必修科目以外の授業科目をいう。

2 卒業に必要な単位数を満たすために、必修科目に加えて選択科目の単位を修得しなければならない。

(履修登録及び履修)

第8条 履修しようとする授業科目は、指定期間内に教育センター教務課に指定された方法により、登録手続きをしなければならない。

2 履修登録をしない者は、修学の意志がないものとみなす。

3 前年度又は休学前に、第21条第2項に定める成績表示がDの必修科目(実習を含み、下級年次の開講科目に限る。)は、特別指導を受けることを条件に受講免除とする。ただし、基盤教育科目及び本条第6項の規定により履修した科目は、受講免除対象外とする。なお、選択必修科目についても同様の措置を取る。

4 受講免除の場合を除き同一時間に2科目以上履修することはできない。履修すべき科目の時間割(集中授業、補講を含む。)が重複する場合は、教育センター教務課に申し出なければならない。

5 既に単位を修得した授業科目は、履修することはできない。

6 上級年次に配当された授業科目は、原則として履修することはできない。ただし、留年になった者が次年次配当の科目(実習を除く。)の履修を特に指定された場合には、その限りではない。この場合、半期の履修科目の上限は、前年度までの未修得科目を含む10単位までとする。

7 第10条に規定するものを除き他学類の授業科目は、原則として履修することはできない。

8 クラス別編成になっている授業科目は、指定されたクラスの授業時間表に従って履修しなければならない。

9 礼拝の時間に授業科目を履修することはできない。

10 履修登録した以外の授業科目を聴講することはできない。

11 履修登録した以外の授業科目を履修し、試験に合格しても単位は認めない。

12 履修は入学時に示した授業科目履修年次配当表による。従って、下級年次から教育課程が変更になった場合、振替可能な授業科目以外の新しい授業科目を履修することはできない。

(履修制限及び開講取り消し)

第9条 各年次において、年間48単位を超えて履修することはできない。また、1学期につき26単位

を超えて履修することはできない。ただし、第8条第3項に該当する受講免除科目は履修制限から除外する。

2 学外農場実習及び博物館実習は履修制限から除外する。

3 履修者数が10名未満の講義科目は、当該年度の開講を取り止め、隔年開講とする場合がある。

4 その他に履修を制限する場合がある。

(他学類の授業科目の履修)

第10条 他学類科目の履修方法等については、「酪農学園大学他学類授業科目履修規程」に定める。

(他大学等で修得した単位の取扱い)

第11条 他大学等で修得した単位の取扱いについては、別に定める。

(履修授業科目の変更)

第12条 履修授業科目の変更は、次の事由が発生した場合、その都度認める。

(1) 授業時間表に変更があった場合

(2) 履修登録内容に不備があった場合

(3) その他やむを得ないと認められる場合

(授業時間)

第13条 授業時間の1時間の単位は45分とする。

2 授業時間は、次の時限に区分する。

時限	時 間	時限	時 間
1	9時00分～9時45分	7	14時40分～15時25分
2	9時45分～10時30分	8	15時25分～16時10分
3	10時40分～11時25分	9	16時20分～17時05分
4	11時25分～12時10分	10	17時05分～17時50分
5	13時00分～13時45分	11	18時00分～18時45分
6	13時45分～14時30分	12	18時45分～19時30分

3 授業時間割表は、学年の始めに定める。

4 11、12時限目は主として補講を実施する。

(試 験)

第14条 授業科目の単位を認定するための試験を行う。

2 試験は、毎学期1回以上行うことを原則とする。

3 試験は、平常試験及び定期試験並びに追試験とする。

4 試験は、筆答試験又はレポート等担当教員が適当と認める方法によって行う。

5 実験、実習及び演習等にあつては、その成績考査をもって試験に代えることができる。

(平常試験)

第15条 平常試験とは、授業科目担当教員が必要に応じて随時行う試験をいう。

(定期試験)

第16条 定期試験とは、学期末に行われる試験をいう。

2 定期試験は、原則として前学期は7月下旬から8月上旬、後学期は1月下旬から2月上旬に行う。

3 試験時間は、原則として60分とする。

(追 試 験)

第17条 追試験は、やむを得ない事由で定期試験を受けることのできなかった者に対して行う試験をいう。

- 2 追試験は、原則として次の場合に認める。
  - (1) 第25条第1項の規定（公認欠席）により受験不可能になった場合（証明する書類を添付）
  - (2) 公認欠席の対象ではない病気・怪我により受験不可能になった場合（医師の診断書、法定感染症病状証明書、医療機関受診証明書又は治療費領収書を添付（受診日又は入院療養等に要した期間が試験日を含む証明書であること。ただし、治療領収書の場合は受診日のみ有効））
  - (3) 交通機関の遅延・事故により受験不可能になった場合（遅延証明書又は遅休証明書を添付）
  - (4) 就職試験により受験不可能になった場合（試験の日時を証明する書類を添付）
  - (5) その他災害等やむを得ない事由により受験不可能になった場合。（証明する書類添付）
- 3 追試験を受験しようとする者は、定期試験後7日以内に、試験欠席届を教育センター教務課に提出し、許可を得なければならない。
- 4 追試験は、定期試験後10日以内実施する。この期間に受験できない場合は、原則として受験資格を失う。
- 5 追試験を許可された者は、追試験票の交付を受け、試験時に試験監督者にこれを提出しなければならない。

(試験時間割)

第18条 定期試験の時間割表は、開始10日以前に学生に告示する。

(受験資格)

第19条 受験資格は次のとおりとし、受験資格のない者は試験を受けることができない。

- (1) 当該授業科目を履修登録していること。
  - (2) 講義科目については、授業時間総数の3分の2以上出席していること。
  - (3) 実験科目、実習科目、演習科目及び体育実技については、授業時間総数の5分の4以上出席していること。
  - (4) 追試験については、追試験票の交付を受けていること。
  - (5) 学生証を所持していること。
  - (6) 当該学期の学納金を納付していること。又は学納金未納の場合は、納付についての確約書が提出されていること。
- 2 第8条第3項に定める受講免除者については、同項に定める特別指導を受けたことをもって、前項第2号及び第3号の受験資格を満たしたものとみなす。

(試験に関する注意)

第20条 受験中机上には、試験監督者が見やすい位置に学生証を置き、その他試験科目担当教員が認めるもの以外は置いてはならない。

- 2 受験中は、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機能が付いた電子機器、補聴器を除くイヤホン・ヘッドホン類は電源を切り、かばん等にしまうこと。
- 3 試験開始後20分を経過した後は、試験場に入場できない。
- 4 試験開始後25分間は、退場できない。
- 5 答案用紙に学類、学年、学籍番号、氏名の記入のないものは無効とする。
- 6 試験場では、試験監督者の指示に従わなければならない。
- 7 試験を遠隔で実施する場合はこの限りではない。遠隔試験に関する注意事項は第18条第1項に定める定期試験の時間割表告示の際に通知する。
- 8 試験において不正行為をした者は、直ちに受験停止のうえ、学則第40条の規定により嚴重な処分をする。

(成 績)

第21条 授業科目の成績は、試験により決定する。

- 2 成績は、S、A、B、C、D及びP、Fの7種の評語をもって表示し、各成績評語基準は次項に示すとおりとする。ただし、第19条第2号及び第3号を満たせず受験資格のない科目は「×」、編入学や入学前の既修得単位等の振替認定科目は「認」と表示する。また、「建学原論」、「健土健民・獣医学入門実習」、「学外農場実習」の評価は、P（合格）、F（不合格）の2種の評語で表示する。
- 3 成績評語基準は、次のとおりとする。
 

合 格	S (100~90点)、A (89~80点)、 B (79~70点)、C (69~60点) P (「建学原論」、「健土健民・獣 医学入門実習」、「学外農場実習」 の合格)
不 合 格	D (59点以下及び試験欠席) F (「建学原論」、「健土健民・獣 医学入門実習」、「学外農場実習」 の不合格)
- 4 学則第36条第1項により除籍となった者は、当該学期の履修成績を抹消する。

(G P A)

第22条 全履修科目の成績の平均値を表したG P A (Grade Point Average/グレード・ポイント・アベレージの略) は、各履修科目のグレード・ポイントに科目の単位数を乗じた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で除したものであり、以下の計算式によって算出する。

$$GPA = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレード・ポイント})] \text{の総和}}{\text{履修科目単位数の総和}}$$

- 2 評価ごとのグレード・ポイントは次のとおりとする。ただし、認とP、Fは対象外とする。  
 S (100～90点)：4.0、A (89～80点)：3.0、  
 B (79～70点)：2.0、C (69～60点)：1.0、  
 D (59点以下、試験欠席)：0、  
 × (受験不可)：0
- 3 「建学原論」、「健土健民・獣医学入門実習」、「学外農場実習」は、GPA算出の対象外とする。
- 4 2学期連続してGPAが1.0未満の者については、学生担当教員と連携のもと、学類長より指導・助言を行う。
- 5 3学期連続してGPAが1.0未満の者については、学生担当教員と協議した上で、学群長より退学勧告を行う。
- 6 前項の規定により退学した者が、科目等履修生として履修した科目を算入して累積GPAが1.0以上に改善し、再入学を願い出た場合には、教授会の議を経て、退学時の学年学期の次学期に再入学を許可することができる。

(成績発表)

第23条 成績は、所定の方法をもって発表する。その他授業科目担当教員が必要に応じて成績を発表する。

2 成績は、学生の保証人に通知する。

(欠席)

第24条 病気・怪我、交通機関の遅延・事故、就職活動、その他の理由で授業を欠席する場合は、「欠席届」(教育センター教務課に常備)を欠席する授業科目担当教員に届け出なければならない。

2 前項の欠席は、授業時間総数に算入する。

(公認欠席)

第25条 公認欠席は、次の場合に限り認められる。

公認欠席に該当する事由		認定日数	申請期限
(1) 課外活動	ア 運動部等で対学校試合等、大学を代表して出場する場合	各学期1回、6授業日以内 ※同一曜日の重複は認めない。	大会等の初日(移動日がある場合は移動日)の7日前まで
	イ 文化部等で大学を代表して出席する場合	※準備、後片付け、見学会、調査等は、認めない。	
	ウ 学生会役員で会合に出席する場合		
(2) その他	ア 忌引き(2親等以内の親族)	年間7授業日以内 (本事由による公認欠席は1授業科目につき1回までとする。)	葬儀終了後7日以内

イ	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条に基づく出席停止	学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第19条に定める出席停止の期間	登校許可が出た日から5日以内
---	----------------------------------	---	----------------

- 2 前項の公認欠席は、授業時間総数に算入しない。
- 3 第1項に該当する公認欠席は、次の手続きをしなければならない。  
 (1) 第1項の(1)の該当団体は、申請期限前に「**㊦**公認欠席願」に「理由に関する資料」を添付し、団体顧問(本学教員)の認印を受けた後、教育センター学生支援課に届け出なければならない。  
 (2) 第1項の(2)アの公認欠席該当学生は、申請期限前に会葬礼状の写し又は保証人の証明を持参の上、教育センター教務課に届け出なければならない。  
 (3) 第1項の(2)イの公認欠席該当学生は、申請期限前に医師の診断書、法定感染症病状証明書、医療機関受診証明書又は治療費領収書・薬の処方箋等を医務室に提出の上、学校医の証明後に教育センター教務課に届け出なければならない。  
 (4) 第1項の公認欠席該当学生は、所定の申請後、手続きを指定された部署の証印を受けた公認欠席届を受け取り、欠席した授業科目担当教員に原則14日以内に届け出なければならない。
- 4 第1項の公認欠席の回数は、1つの授業科目において当該授業回数の3分の1を超えることができないものとする。
- 5 第1項(1)に該当する公認欠席は、原則定期試験期間を含むことができないものとする。
- 6 第1項の申請期限を過ぎた申請は、認めない。ただし、学生の自己都合によらない不可抗力による理由の場合、認めることがある。

(改 廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2011年4月1日規程2011-6号)

この規程は、2011(平成23)年4月1日から制定・施行する。

附 則

この規程は、2012(平成24)年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2013(平成25)年4月1日から施行する。

2 但し、第5条は2011年度入学生から適用とする。

附 則

1 この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行

する。

- 2 別表Ⅰ（授業科目履修年次配当表 獣医学類）は、2011年度入学生から適用する。但し、備考 7.については2013年度カリキュラム適用者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。
- 2 2014（平成26）年度以前の入学生については、第2条第1項、第4条及び第5条の適用は、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附 則（2018年10月1日改正規程2018-27号）

この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

附 則（2020年4月1日改正規程2020-4号）

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 別表Ⅰ及び別表Ⅱは、2019年度以前の入学生については、なお従前の規程による。

附 則（2020年12月17日改正規程2020-45号）

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項、第4条、第5条、第8条第6項、第9条第2項、第21条、第22条及び第25条の規定は、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 3 別表Ⅰ、別表Ⅱは、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則（2023年8月31日改正規程2023-214号）

- 1 この規程は、2023年8月31日から施行し、2024年4月1日から適用する。
- 2 第5条第4項の規定は、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、なお従前の規定による。

附 則（2023年11月2日改正規程2023-215号）

- 1 この規程は、2024年4月1日から施行する。
- 2 第8条第3項の規定は、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、なお従前の規定による。

附 則（2025年1月21日改正規定2024-208号）

- 1 この規定は、2025年4月1日から施行する。
- 2 別表Ⅰは2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、従前の規定による。